

審 査 基 準

平成29年4月1日作成

法 令 名： 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項： 第13条第4項
処 分 の 概 要： 運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の再交付
原権者（委任先）： 警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（保管場所標章） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準： 上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 1日（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先： 再交付の対象となる保管場所標章を交付した警察署の交通課（係） 八代警察署氷川幹部交番（自動車の保管場所の位置が八代警察署管轄区域内のものに限る。）
問 合 せ 先： 再交付の対象となる保管場所標章を交付した警察署の交通課(係)
備 考：